

# 難病医療費助成制度（高額かつ長期）の見直しについて

## 改正概要

- 特定医療費の受給者のうち所得の階層区分が一般所得Ⅰ以上の者について、支給認定を受けた指定難病に係る月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある場合は、月額の医療費の自己負担をさらに軽減している。（次頁「指定難病及び小児慢性特定疾患の医療費助成の自己負担について」参照）
- 「医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある場合」について、小慢制度から難病制度に移行する患者への配慮の観点から、難病の支給認定を受ける以前の小児慢性特定疾患医療費の実績もカウントできることとする。

